

奈良県木材生産推進事業実施要綱

制定 平成23年8月23日 林第 375号

改正 令和元年5月7日 林第 75号

第1. 趣旨

木造住宅の需要低迷等により木材価格が下落し、それに見合った生産コストになっていないことなどから、木材（素材）生産量は減少している。

このような状況を踏まえ、作業道整備、機械化及び森林施業の集約化により、低コストで安定的な木材生産を推進する必要がある。

そこで、奈良県では平成22年4月から施行した「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」の第9条及び同指針に基づき、意欲を持って木材生産に取り組む林業事業者等が一定規模以上の集約化施業区域を設定し木材生産を行う森林を「第1種木材生産林」に位置づけ、当該林業事業者等に対して県が重点的に支援を行う奈良県木材生産推進事業（以下、「本事業」という。）を実施する。これにより、木材生産コストの低減と計画的・安定的な木材生産による持続可能な林業の確立を目指すとともに年間を通じた作業量を確保することによる林業従事者の安定雇用を図る。

第2. 事業主体の条件

事業主体は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法律第45号)第5条第3項の規程に基づき、雇用管理及び事業の合理化に関する改善計画を知事により認定された（若しくは申請予定の）林業事業者（以下、「認定事業者」という。）で、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限る。

第3. 事業主体が行う事業の内容と県が行う支援

事業主体が行う本事業の内容は次の1～5のとおりとし、別に定める補助金交付要綱に基づき県が支援を行うことにより事業目的の達成を図る。

1 奈良型作業道重点開設事業

本事業の集約化施業区域内において、木材生産コストの低減を図り、計画的・安定的な木材生産を推進することを目的とした、作業道（奈良県の地形や地質などの地域特性を踏まえて、壊れにくく繰り返し使用できる作業道。以下、「奈良型作業道」という）の開設

2 木材生産強化事業

本事業の集約化施業区域内において実施する利用間伐（伐採後、林地に放置することなく林地外へ搬出し、販売若しくは自家消費する「利用」

を伴う間伐のことをいう)、樹下植栽等及び更新伐

3 林業機械導入支援事業

本事業の集約化施業区域内においてより効率的な木材生産を目的とする林業機械の導入（購入）

4 林業機械レンタル事業

本事業の集約化施業区域内においてより効率的な木材生産を目的とする林業機械の短期間の借り受け

5 架線集材施設設置支援事業

本事業の集約化施業区域内において、森林作業道の開設が困難な急傾斜地においてより効率的な木材生産を目的とする架線集材施設の設置。

第4. 事業実施の要件

事業実施の要件は、次の各項のとおりとする。

(1) 木材生産に関する要件

利用間伐実施区域内で事業期間内において期間平均 $50 \text{ m}^3/\text{ha}$ 以上（単年度においても最低 $30 \text{ m}^3/\text{ha}$ 以上を確保すること）の木材生産が計画されていること。なお、木材生産計画は、当該実施主体の過去の木材生産実績に比べて、増産が図られる計画となっていること。また、事業を実施する区域においては、順次周辺区域を取り込むなど集約化区域を拡げ、木材生産の増産に努めることとする。

(2) 区域面積及び集約化に関する要件

林業従事者の安定雇用を図り、計画的・安定的な木材生産を図るため、 100 ha 以上のスギ・ヒノキ等人工林の利用間伐実施区域が確保されていること。

また、集約化施業区域に存する森林所有者は5人以上であること及び最大の森林所有者の占める面積割合は概ね70%以下であること。

(3) 路網整備に関する要件

集約化施業区域内の路網密度が $50 \text{ m}/\text{ha}$ 以上（既設の路網密度を含む）となるよう計画されていること。

また、現地状況に応じた林業機械を活用した木材生産システムが構築されていること、もしくは構築される見込みであること。

なお、本事業で新たに開設する奈良型作業道は、別に定める「奈良型作業道開設基準」に適合するよう実施しなければならない。

(4) 利用間伐面積に関する要件

集約化施業区域内で年間15 ha以上の利用間伐が計画され、概ね7年周期での利用間伐を繰り返し実施していく見込みがあること。

(5) 林業従事者の雇用に関する要件

本事業を実施するにあたって、利用間伐実施区域面積が100 ha以上200 ha未満の場合は1人以上、200 ha以上の場合は3人以上の林業従事者の安定的な雇用が見込まれ、また労働環境の向上が図られること。

第5. 事業地及び事業実施団体の選定

知事は、事業を実施するにあたり、事業計画を募集し、その事業計画の内容及び実施体制等を審査した上で、事業地及び事業実施団体を選定する。

(1) 募集の方法等

本事業の募集期間及び事業計画書の提出方法等については、別に定めるものとする。

(2) 選定の方法

知事は、応募のあった中から、事業計画の内容及び事業の実施体制等から確実に事業を実施できると見込める事業地及び事業実施団体を予算の範囲内で選定する。

第6. 実施協定書の締結

本事業の実施にあたっては、知事と事業主体との間で締結する「奈良県木材生産推進事業実施協定書」(別紙1)に基づき実施するものとする。

第7. 補助の対象となる経費

知事は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の補助の対象となる経費について、別に定める補助金交付要綱に基づき、その一部を補助する。

第8. 指導監督等

知事は、適正な事業の執行を行わせるため、事業主体に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言・指導若しくは援助を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

また、事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、市町村等行政機関との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

第9 その他

本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。